

社会福祉事業の事業開始・施設開設等に関する届出について

社会福祉事業を開始するとき、社会福祉施設を設置しようとするときには、各事業実施者・施設設置者は、社会福祉法・障害者自立支援法・児童福祉法の規定により、事業開始・開設にあたっては、設備や運営が各基準（最低基準）に適合しているとともに、県（政令市に所在する事業者・施設においては、政令市）に対する社会福祉事業の開始・施設設置についての届出が必要です。

また、事業開始又は開設前のほか、届出事項の変更時、休廃止時にも別途届出が必要です。

届出を要する事業・施設は、別添の3のとおり分類されます。

県では、平成24年3月末時点における既存の指定事業者・指定施設においては、指定申請書類で確認が可能であったため、この届出等を省略しておりましたが、平成24年4月以降においては、別添により届出等をいただきますので、よろしくお取り計らい願います。

※政令市内に所在する施設・事業所については、各政令市が届出先となります。届出事項・届出様式については、各政令市の指示により提出してください。また、次ページ以降の「市町指定事業所・基準該当事業所」との記載には、政令市指定事業所・政令市の基準該当事業所は含まれないので、ご注意ください。

【ポイント】

① 障害者自立支援法における事業の「開設届」は、「法人として」新たに各事業（自立支援法の場合は、障害福祉サービス事業・一般相談支援・特定相談支援・移動支援・地域活動支援センター・福祉ホーム）を開始するときに指定申請書に添えて届出してください。本開設届の付属書類は、指定申請添付書類と兼ねる扱いにしますので、届出書のみ添付で足りる。

児童福祉法の「開設届」は、「法人として」新たに各事業（障害者通所支援事業・障害児相談支援事業）を開始するときに指定申請書に添えて提出してください。付属書類の取扱いは障害者自立支援法と同様です。

なお、今般の法改正に伴う「みなし指定」については、開設届は不要です

また、24年3月時点で既に指定を受けている事業所に関して「開設届」を遡って提出していただく必要はありません。

㊦ 政令市以外の市町指定を受ける特定相談支援・障害児相談支援事業所の開設や基準該当事業所の開設で、法人として新規設置する場合は、県に開設届の提出が必要です。その際は市町に提出した書類の写しを添えて届出してください。

② 既に「法人として」障害福祉サービス事業の指定を受けた事業所がある場合で、新たに障害福祉サービス事業所の指定を申請する場合は、「変更届」を指定申請書に添付してください。（自立支援法の他事業、児童福祉法についても同様で、付属書類の取扱いは開設届の場合と同様です。）

指定における変更申請・変更届・廃休止届の場合も「変更届」の添付が必要です（法人ベースでの事業全廃止の場合は、③参照のこと。）。

㊦ 政令市以外の市町指定を受ける特定相談支援・障害児相談支援事業所の開設や基準該当事業所の開設で、法人として既に他事業所を設置している場合は、県に変更届の提出が必要です。その際は市町に提出した書類の写しを添えて届出してください。

③ 2種事業の「廃休止届」は、法人として事業を廃止する場合（すべての障害福祉サービス事業所を廃止する等）の場合に提出が必要です。

④ 障害者支援施設・障害児入所施設（1種事業）については、施設の新設に際して「設置届」を提出してください。なお、今般の法改正に伴う障害児入所施設の「みなし指定」については、提出不要です。

変更届・休廃止届も「事業ベース」ではなく、「施設ベース」で届出が必要ですので、指定書類に各届出書のみを添付していただければ、届出は足りる。

1 届出時期・届出内容

(1) 事業所（第2種社会福祉事業）

①開始届

平成24年4月以降の指定について、法人として、新たに事業の指定を受けようとする場合には、指定申請書類に「開始届」を添えて提出してください。

なお、平成24年3月末時点で既に指定を受けている事業所は、開始届の提出は不要です。

市町指定事業所（特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所）や基準該当事業所は、「開始届」に「市町に提出した申請書類の写し」を添えて提出してください。

平成24年3月末以前から事業開始している法人	開始届は提出不要
平成24年4月以降に「法人として新規で」事業開始する県指定事業所（平成24年4月県指定の事業所を含む）運営法人	開始届は、指定申請書に添えて提出
平成24年4月以降に「法人として新規で」事業開始する市町指定、基準該当又は指定制度のない事業所（平成24年4月市町指定の事業所を含む）運営法人	開始届に「市町に提出した申請書類の写し」を添えて提出（指定制度のない事業所については、届出様式文末の資料を添えて提出）

②変更届

平成24年4月以降の指定又は変更併せて添付願います。

県指定事業所については、指定における申請書類、変更申請書類又は変更届出書類、に「変更届」を添付してください。

また、複数の指定事業所を運営する事業所で、そのうち一つの事業所を廃止する場合は、指定手続上は、廃止届の提出ですが、法人ベースの社会福祉事業においては、廃止ではなく「変更届」となりますので、指定廃止届の提出に「変更届」を添付してください。

市町指定事業所、基準該当事業所は、「変更届」に「市町に提出した変更届の写し」を添えて提出してください。

既に指定事業所を運営している法人が、新たに指定事業所の申請書を提出する場合には、この「変更届」を提出してください。

変更届は、以下の項目に変更が生じる場合に届出が必要です。

- ・事業所の名称、所在地及び利用定員
 ※生活介護や就労継続支援B型の定員増は、指定上の手続では、変更申請に該当しますが、社会福祉事業では、変更届になります。
- ・事業の種類及び内容（運営規程の改正）
 ※指定上の手続では、指定申請（事業を増やす場合）・廃止届（複数事業を実施している事業者が、そのうち一事業を廃止する場合）となりますが、社会福祉事業では、変更届になります。
- ・経営者氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在）
- ・条例、定款その他の基本約款

<ul style="list-style-type: none"> ・職員の定員及び職務内容 ・主な職員（管理者・サービス管理責任者等） ・事業を行おうとする区域 ・事業開始予定年月日
<p>県指定事業所は、指定に係る申請書、変更届等に添えて本届出書を提出してください（変更届以外の添付書類は不要です）。</p>
<p>市町指定事業所・基準該当事業所は、変更に関する書類（市町に提出した書類の写し）を添付して県健康福祉センター担当課あてに提出ください。（指定制度のない事業所は、届出様式文末の資料を添えて提出）</p>

③廃止届

法人として、各事業そのものを廃止する（例として、障害福祉サービス事業そのものをすべて廃止する場合等）**際に提出してください。**複数の障害福祉サービス事業所のうちの一つを廃止するケースは、「変更届」の提出になります。

<p>県指定事業所は、指定に係る廃止届に併せて本届出書を提出してください。</p>
<p>市町指定事業所、基準該当事業所又は指定のない事業所も、廃止の1ヶ月前までに提出してください。</p>

④休止届

法人として、各事業そのものを休止する（例として、障害福祉サービス事業そのものを廃止する場合等）**際に提出してください。**複数の障害福祉サービス事業所のうちの一つを休止するケースは、「変更届」の提出になります。

<p>県指定事業所は、指定に係る休止届に併せて本届出書を提出してください。</p>
<p>市町指定事業所、基準該当事業所又は指定のない事業所も、休止の1ヶ月前までに提出してください。</p>

(2) 施設（第1種社会福祉事業）

①事業開始届・設置届・設置申請書

平成24年4月以降の指定施設については、指定申請書類に「開始届・設置届・設置申請書」を添えて提出してください。

平成24年3月末時点で指定を受けている施設は、開設届等の提出は不要です。

指定外の施設は、「開始届」に開設届等様式欄外に記載の書類を添えて提出してください。

<p>平成24年3月末時点で指定（設置）済みの施設</p>	<p>開設届は、提出不要</p>
<p>平成24年4月以降に開設する施設（平成24年4月指定の施設を含む）</p>	<p>指定申請書に併せて提出</p>

②変更届・変更許可

平成24年4月以降の変更に併せて添付願います。

指定施設は、指定における変更届出書類に「変更届又は変更許可申請書」を添付してください。

なお、指定における変更申請の場合は、指定変更申請書類に「変更届又は変更許可申請書」を添付してください。また、複数の施設障害福祉サービスを実施する施設が、

そのうち一つのサービスを廃止する場合は、指定手続上は、辞退届ですが、社会福祉事業においては、「変更届又は変更許可申請」となりますので、辞退届の提出に「変更届又は変更許可申請書」を添付してください。

指定外の施設は、「変更届又は変更許可申請書」に様式欄外に記載の書類を添えて提出してください。

以下の項目に変更が生じる場合に変更届が必要です。 <ul style="list-style-type: none">・施設の名称及び所在地・施設障害福祉サービスの種類、内容及び利用定員 ※指定上の手続では、指定変更申請（入所定員増、施設障害福祉サービスを変更・追加する場合）や辞退届（複数の施設障害福祉サービスを行う施設が、そのうち一つのサービスを廃止するとき）であっても、社会福祉事業では、変更届になります。・建物の規模及び構造、図面、設備の概要・事業内容及び運営の方法（運営規程の改正）・職員の定員、主な職員（管理者・サービス管理責任者等）・事業開始予定年月日
指定施設は、指定に係る変更届出に併せて本届出書を提出してください（事業変更届以外の添付書類は不要です）。
指定のない施設は、変更に関する書類を添付してください。

③廃止届

指定施設は、指定に係る廃止届に併せて本届出書を提出してください。
指定のない施設は、廃止の1ヶ月前までに提出してください。

④休止届

休止の1ヶ月前までに提出してください。 なお、指定施設においては、休止制度はありません。

2 届出・申請様式

事業実施主体・施設設置主体により提出する様式が異なりますので、ご注意ください。

障害者自立支援法	児童福祉法
【2種社会福祉事業】	【2種社会福祉事業】
開始届 (国・県以外) 自立支援法県細則 10号様式 ※国・県は手続不要(以下同様)	開始届 (国・県以外) 児童福祉法県細則 12号の3様式 ※国・県は手続不要(以下同様)
変更届 (国・県以外) 自立支援法県細則 11号様式	変更届 (国・県以外) 児童福祉法県細則 12号の4様式
休廃止届 (国・県以外) 自立支援法県細則 12号様式	休廃止届 (国・県以外) 児童福祉法県細則 12号の5様式
【1種社会福祉事業】	【1種社会福祉事業】
事業開始・設置申請 (社福法人)社福法県細則 1号様式 (市町)自立支援法県細則 13号様式 (その他)社福法県細則 2号様式 ※国・県は手続不要(以下同様)	設置届・設置申請 (法人)児童福祉法県細則 17号様式 (市町)児童福祉法県細則 16号様式 ※国・県は手続不要(以下同様)
変更届・変更許可 (社福法人)社福法県細則 6号様式 (市町)任意様式 (その他)社福法県細則 7号様式	変更届 児童福祉法県細則 18号様式
休廃止届 (法人)社福法県細則 6号様式 (市町)自立支援法細則 14号様式	休廃止届・承認申請 (法人)児童福祉法県細則 20号様式 (市町)児童福祉法県細則 19号様式

3 参考

(1) 障害者自立支援法における第2種社会福祉事業とは、
〈事業種別〉

事業	サービスの種類
障害福祉サービス事業	居宅介護（ホームヘルプ）
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	短期入所（ショートステイ）
	療養介護
	生活介護
	共同生活介護（ケアホーム）
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
	就労移行支援
	就労継続支援（A型・B型）
	共同生活援助（グループホーム）
一般相談支援事業	
特定相談支援事業	
移動支援事業	
地域活動支援センターを経営する事業	
福祉ホームを経営する事業	

〈省令で定める基準（最低基準）〉

- 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第174号）
- 障害者自立支援法に基づく地域生活支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第175号）
- 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第176号）

〈必要な手続き〉

- 国、県以外のものによる事業開始届出（障害者自立支援法第79条第2項）
- 国、県以外のものによる変更届出（障害者自立支援法第79条第3項）
- 国、県以外のものによる休止・廃止届出（障害者自立支援法第79条第4項）

(2) 障害者自立支援法における第1種社会福祉事業とは、

〈施設種別〉

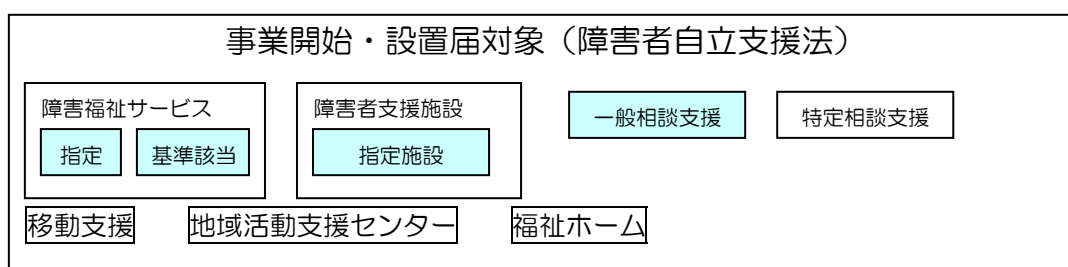
施設	施設サービスの種類	
障害者支援施設	夜間の支援	施設入所支援
	日中の支援	生活介護
		自立訓練(機能訓練・生活訓練)
		就労移行支援
		就労継続支援B型

〈省令で定める基準(最低基準)〉

- 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
(平成18年9月29日厚生労働省令第177号)

〈必要な手続き〉

- 施設設置届出・許可申請
 - ・社会福祉法人による届出(社会福祉法第62条第1項)
 - ・市町による届出(障害者自立支援法第83条第3項)
 - ・国、県、市町、社会福祉法人以外による許可申請(社会福祉法第62条第2項)
- 変更届出・変更報告・変更許可申請
 - ・社会福祉法人による届出(社会福祉法第63条第1項)
 - ・市町による報告(障害者自立支援法施行令第43条の4第2項)
 - ・国、県、市町、社会福祉法人以外による許可申請(社会福祉法第63条第2項)
- 休止届
 - ・市町による届出(障害者自立支援法施行令第43条の4第1項)
- 廃止届
 - ・市町による届出(障害者自立支援法施行令第43条の4第1項)
 - ・社会福祉法人、社会福祉法人以外のものによる届出(社会福祉法第64条)



(3) 児童福祉法における第2種社会福祉事業とは、

〈事業種別〉

事業	サービスの種類
障害児通所事業	児童発達支援
	医療型児童発達支援
	放課後等デイサービス
	保育所等訪問支援
障害児相談支援事業	

〈省令で定める基準（最低基準）〉

- 児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生労働省令第63号）

〈必要な手続き〉

- 国、県以外のものによる事業開始届出（児童福祉法第34条の3第2項）
- 国、県以外のものによる変更届出（児童福祉法第34条の3第3項）
- 国、県以外のものによる休止・廃止届出（児童福祉法第34条の3第4項）

(4) 児童福祉法における第1種社会福祉事業とは、

〈施設種別〉

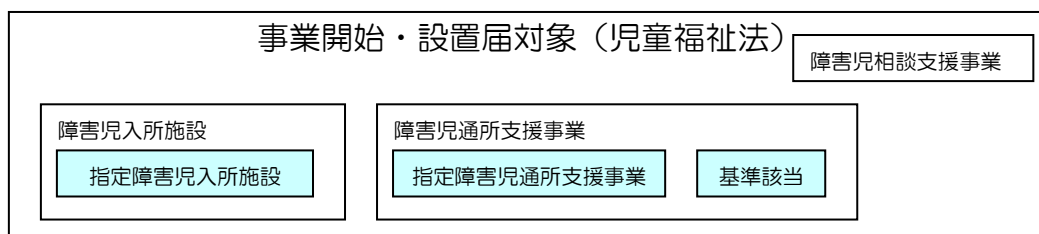
施設	施設サービスの種類
指定障害児入所施設	福祉型障害児入所施設
	医療型障害児入所施設

〈省令で定める基準（最低基準）〉

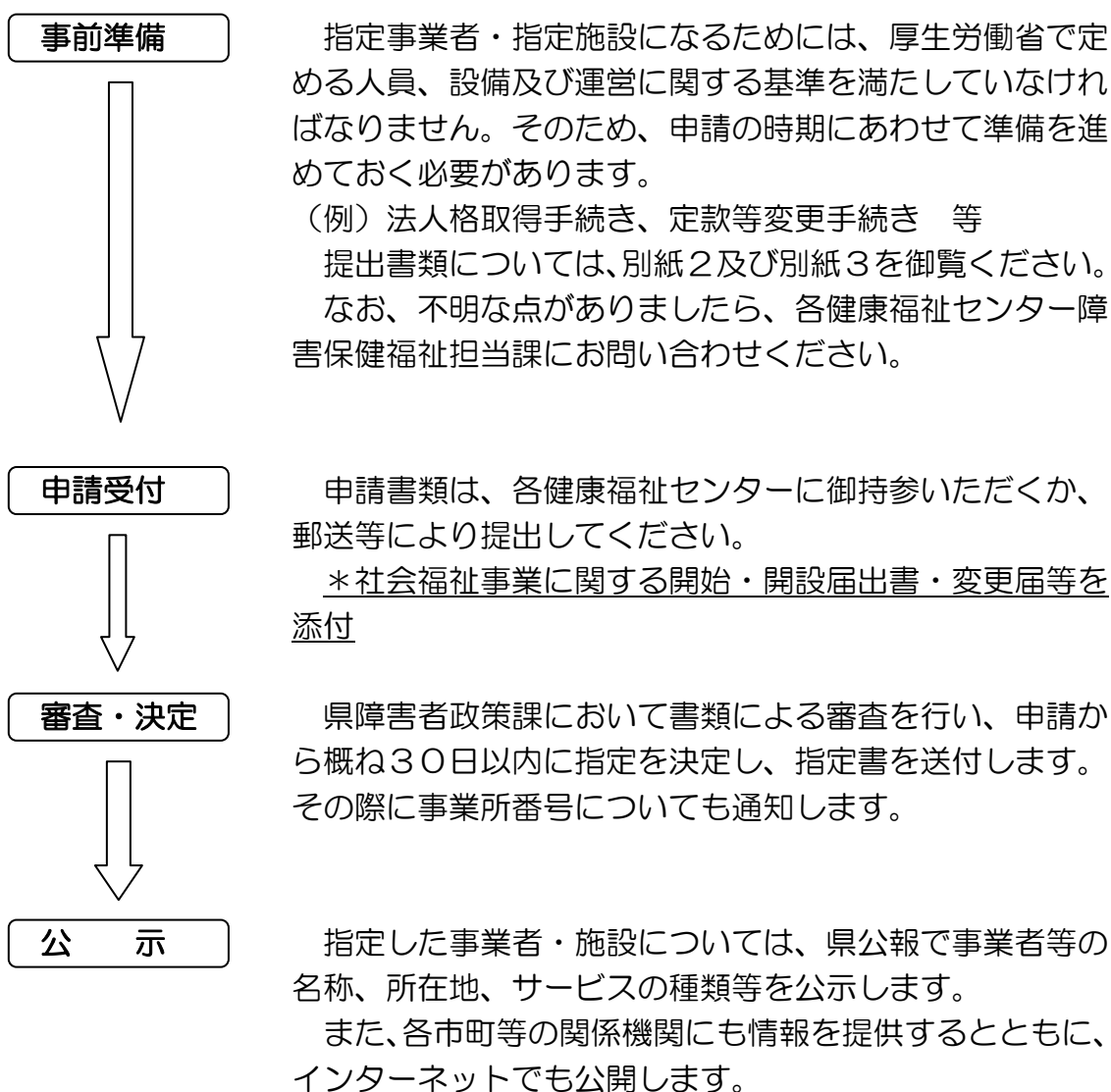
- 児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生労働省令第63号）

〈必要な手続き〉

- 施設設置届出・認可申請
 - ・市町による届出（児童福祉法第35条第3項）
 - ・国、県、市町以外による許可申請（児童福祉法第35条第4項）
- 変更届出
 - ・市町による事前届出（児童福祉法施行規則第37条第4項）
 - ・市町による事後届出（児童福祉法施行規則第37条第5項）
 - ・国、県、市町以外による事前届出（児童福祉法施行規則第37条第6項）
 - ・国、県、市町以外による事後届出（児童福祉法施行規則第37条第5項）
- 廃止・休止届
 - ・市町による届出（児童福祉法第35条第6項）
 - ・国、県、市町以外による届出（児童福祉法第35条第7項）



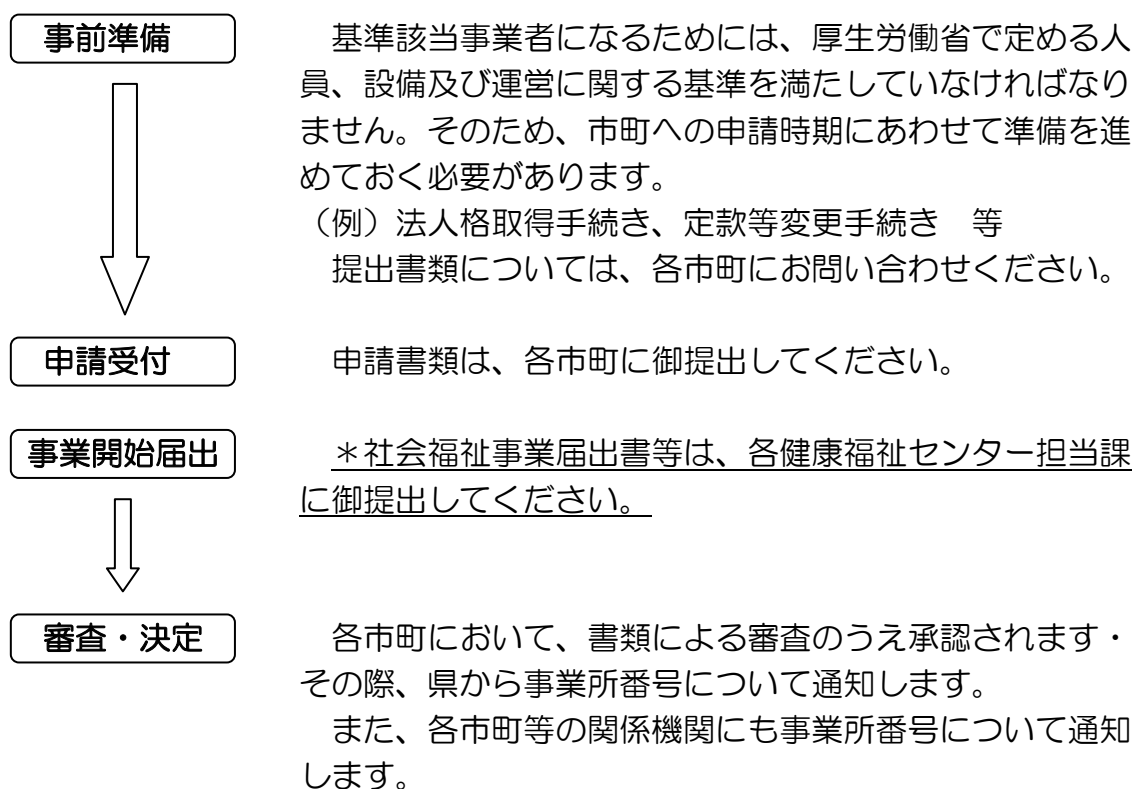
指 定 申 請 事 務 の 流 れ



*変更届出書、廃止・休止・再開届出書、辞届出書についても、指定申請書の受付方法に準じて受け付けます。

平成24年5月1日の指定を申請する場合は、
平成24年4月15日までに提出してください。

基準該当登録事務の流れ



* 変更届出書、廃止・休止・再開届出書、辞退届出書についても、指定申請書の受付方法に準じて受け付けます。